

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報は以下のとおりです。

当社は、経営理念に掲げる当社及び当社グループの全ての役員と従業員が基本とすべき行動指針に「経営に有益かつ十分なコーポレートガバナンス(企業統治)を推進する。」と定めており、経営の「透明性」・「倫理性」・「説明責任」・「情報開示」及び「法令・ルールの遵守」に努めるべく諸施策に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、取引の維持・発展等の保有目的に合理性がある場合に限り、その株式を政策的に保有しています。保有する株式は毎年見直しを行い、個別銘柄について保有目的や取引状況等を定性面と定量面から検討し、取締役会において、個別銘柄毎にその必要性を精査し保有の適否を検証します。

また、政策保有株式に係る議決権の行使は、当該会社の経営の健全性や企業価値向上の観点から各議案への賛否を総合的に判断し、適切に行っています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、見識及び人格に優れた人材を候補者とする方針に基づき、社外役員のいる取締役会で選任を決定しています。

今後は、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名などの次期経営体制は、2019年に設置予定の指名報酬諮問委員会(社長、人事担当取締役、独立社外取締役2名及び社外取締役1名で構成)で審議を行った上で、取締役会にて決定する予定です。

なお、監査役候補者は、監査役として必要な能力、経験、知見等を検討し、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決定します。

また、独立社外役員(取締役及び監査役)の選任にあたっては、「社外役員選定基準」に社外役員の独立性基準を定めており、本報告書及び株主総会招集通知にて開示しています。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-3】

当社は、現在、最高経営責任者(代表取締役社長)の後継者計画は、策定しておりません。

後継者選定は、経営理念や経営戦略を踏まえて適切に行われていますが、2019年に設置予定の指名報酬諮問委員会において、客観性・適時性・透明性を高めるために候補者が社長に相応しい資質を有するか議論を行ない、取締役会で審議、決定する予定としています。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4-2-1】

取締役報酬は、役位に基づく定額報酬部分と業績連動部分(賞与)と中期の業績向上を目的とした株式報酬型ストック・オプションで構成されています。

(1)定額報酬部分

役位毎に一定額を定め、これにその職責部分を考慮し決定しています。

(2)業績連動部分

当期の業績及び企業価値の向上が株主との共通の目的であることと認識し、当期の業績及び剰余金の配当等を考慮し変動するものとしています。

(3)株式報酬型ストック・オプション

1年間の付与個数は300個以内、金額では1億円以内とし、規定に基づき付与個数(株数)を決め、取締役会で決定しています。

なお、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定した報酬制度については、2019年に設置予定の指名報酬諮問委員会の中で、客観性・透明性ある手続きも含めて検討課題としていきます。

【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

【補充原則4-3-2】

当社は、最高経営責任者(代表取締役社長)の選任にあたっては、取締役会で決定しておりましたが、今後は2019年に設置予定の指名報酬諮問委員会で議論し、その結果を取締役会で審議することにより、客観性・適時性・透明性ある手続きで最高経営責任者(代表取締役社長)を決定することにします。

【補充原則4-3-3】

当社は、現在解任手続きを明文化しておりません。

今後は、会社業績等を踏まえた最高経営責任者(代表取締役社長)の機能を、2019年に設置予定の指名報酬諮問委員会で毎年評価し、その結果を取締役に答申していくよう検討していきます。

取締役会では指名報酬諮問委員会での内容を尊重することで、解任手続きの客観性・適時性・透明性を確保するものとしていきます。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4-8-1】

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献する観点から、定期的に独立社外監査役を含む監査役会と情報交換・認識共有を行っています。

独立社外者のみを構成員とする情報交換・認識共有を目的とした定期的な会合の開催等は、それぞれが独立した立場であり、多様な考え方を持たれること、加えて監査役会との定期的な連携を行うことにしているため、考えていません。

【補充原則4-8-2】

独立社外取締役は2名であり、それぞれが独立した対等の立場が望ましいと考えています。

経営陣との連絡・調整及び監査役会との連携については、毎年、独立社外取締役及び監査役の全員並びに総務担当取締役及び取締役会事務局とで会合を行っており、当年度においては、取締役会の運営及びガバナンス体制の強化等について意見交換を行いました。

【補充原則4-10-1. 任意の仕組みの活用】

当社は、独立社外取締役2名を選任しており、取締役会の過半数に達していませんが、夫々の独立社外取締役は、多様な知識と豊富な経験により、取締役会において多様で有益な意見・助言をされています。

現行、任意の諮問委員会は設置しておりませんが、今後は、取締役の指名や報酬に関して、2019年に設置予定の指名報酬諮問委員会にて独立社外取締役の適切な関与・助言が、得られる仕組みとする予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

政策保有に関する方針及び議決権行使の基準については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、営業上の取引に関しては、主要株主及びグループ会社を含め、取引内容及び条件は適正な手続を経て決定しています。

役員と会社間の取引に関しては、社外役員がいる取締役会での審議・決議としています。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、基金の資産運用に当たっては、ファンドマネージャーやトレーダーといったマーケットで売買をしていた投資経験者はありませんが、人事、財務等の関連部署から選任した人材による資産運用委員会を設け、その議論を通して母体との共通認識を図りつつ、基金の運用方針に沿った安全で効率的な運用を進めています。

また、現在、基金が委託する全ての運用機関から毎年「内部統制の保証報告書」の提出を受けると共に、運用受託機関のステューワードシップ行動をモニタリングしています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現すると観点から、以下の事項について開示し、情報発信を行っています。

(1)経営理念、行動指針、中期経営計画

当社ウェブサイトをご参照ください。

「経営理念・行動指針」

<http://www.ryoden.co.jp/corporate/plan/>

「中期経営計画」

<http://www.ryoden.co.jp/corporate/project/>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載のとおりです。

また、現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の3.に記載のとおりです。

なお、詳細については、本報告書の各項目及び当社ウェブサイトをご参照ください。

「コーポレート・ガバナンス体制」

<http://www.ryoden.co.jp/csr/governance/>

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の1.【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

(5)取締役及び監査役の指名・選解任理由

当社は、取締役及び監査役の選任理由について招集通知にて開示しております。また、その内容で不十分と思われるものにつきましては、必要に応じ説明を行う予定にしています。

「招集通知」

<http://www.ryoden.co.jp/img/uploads/2017/06/78shoshu1.pdf>

【補充原則4-1-1.取締役会の役割・責務(1)】

当社は、経営の透明性とスピーディーな意思決定を行うために、当社及び当社グループの重要事項については、主要な取締役・執行役員で構成される経営会議において、多面的な検討を行い審議しています。

また、取締役会は、法令及び定款で定められた事項、当社及び当社グループ会社の重要事項を決定しています。毎月の定時取締役会においては、各事業分野を担当する執行役員からの報告を受けた取締役から事業概況が報告され具体的課題を確認し対処できる仕組みとしています。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外役員の選任に当たっては株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた「社外役員選定基準」に基づき、独立社外取締役2名を選任しています。

なお、具体的な独立性基準については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の1.「独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、会社の持続的な成長と企業価値向上を図るため、公正な意思決定が行われるよう努めています。

定款にて取締役20名以下、監査役は4名以下と定めておりましたが、2018年6月28日開催の第78期定時株主総会において定款上の取締役員数を12名以下と改定し、取締役会の実効性向上のための規模の見直しを行う他、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性が最適となるよう努めています。取締役の選任については、見識及び人格に優れた人材を候補者として選任しており、社外役員は、「社外役員選定基準」に基づき、選任を行うことにしています。

事業に関連した幅広い見識や財務・会計に関する適切な知見を有する、あるいはコンプライアンスやリスクマネジメント、弁護士等の様々なバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成する旨、選任の方針としています。

【補充原則4-11-2】

社外取締役・社外監査役の他社での兼任状況は、招集通知及び有価証券報告書等で、毎年開示をしています。

社外取締役の3名は、それぞれ他の上場会社の社外取締役又は社外監査役を兼任していますが、合理的な範囲と判断しています。また、社外取締役を除く取締役全員は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。

社外監査役も含めた監査役全員は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、監査役の業務に専念できる体制となっています。

なお、詳細については、招集通知をご参照ください。

「招集通知」

<http://www.ryoden.co.jp/img/uploads/2017/06/78shoshu1.pdf>

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性を確認し向上を図るため、対象期間を2017年4月から2018年3月とした「取締役会の実効性評価に関する自己評価アンケート」による自己評価を取締役会メンバー(取締役社長を除く)に対し実施しました。

評価項目は、取締役会の構成、取締役会の運営・議論、取締役会での事業戦略の決定等、上程議案の内容及び資料の質・量等、取締役会の審議時間・説明等、取締役・監査役自身の職務執行に関する事項、今後の取締役会の実効性向上策、昨年の課題や改善の余地に対する改善点などの8つの項目で実施しました。

当自己評価アンケートの結果を踏まえ、取締役会において議論を行い、当社取締役会の実効性は、概ね確保され、昨年に比べ改善がみられると判断しました。評価結果の概要としては、

取締役会は、昨年度より独立社外取締役2名を加えたことで、多様な知識・経験をもつメンバーで構成されており、意思決定と監督機能が適正に担保できる体制が整えられている。

取締役会では社外役員からの多様で有益な意見・助言により、議論が更に充実され、監督機能が高められている。

個々の取締役は、自らの役割を適切に認識して職務執行できており、且つ、取締役としての責務を果たしている。

と評価した一方で、昨年課題とした経営戦略、経営計画への議論については、改善はされているものの中長期的な事業戦略への議論を深めることなど、更なる改善の余地があるため、それらを踏まえ、引き続き取締役会の実効性の向上に継続的に取り組んでいくことを確認しました。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、新任の取締役・監査役に対して、就任後3ヶ月以内に行われる外部セミナーへの参加及び株式会社東京証券取引所が提供する「上場会社向けeラーニング」の受講を義務付けています。

また、取締役及び監査役については適宜、コンサルタントや日本監査役協会等が主催する外部セミナーへの参加を推奨しており、それぞれ積極的に受講しています。

さらに、より積極的にトレーニング受講の機会を増やす支援として、取締役・監査役への外部セミナーの案内を進めています。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、総務担当取締役をIR担当取締役とし、総務部をIR担当部署としています。

株主や投資家からの電話取材や面談などでのIR取材を積極的に受け付けており、更には株主や投資家との対話を促進するために決算説明会の開催等の取組みを検討しています。

なお、詳細については、本報告書の「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の2.及び当社ウェブサイトをご参照ください。

「IR・投資家情報」

<http://www.ryoden.co.jp/?state=irSec>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	7,755,903	35.74
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065 (常任代理人株式会社みずほ銀行)	793,000	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	587,700	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	444,400	2.04
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	400,700	1.84
菱電商事従業員持株会	355,656	1.63
東京海上日動火災保険株式会社	326,278	1.50
シチズン時計株式会社	290,000	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	275,800	1.27
GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	272,100	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、社外取締役3名と社外監査役2名を選任しております。社外取締役はそれぞれの豊富な経験と幅広い見識をもとに、業務執行に対する助言や牽制機能を担っていただいております。また、社外監査役は客観的・独立的な立場から、常勤監査役と連携して経営執行状況の把握と監督を行い、当社及び当社グループの内部統制システムの整備・運用等の検証を通じて取締役の職務執行が法令・定款に適合しているかを監査しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宮岸 昌光	他の会社の出身者													
白田 佳子	学者													
室井 雅博	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮岸 昌光			同氏は、三菱電機株式会社営業本部事業企画部長の職にあり、当社に関連する業界に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識に立脚した独立の立場で社外取締役としての役割を担っていただくため、選任しております。 なお、三菱電機株式会社は当社の特定関係事業者に該当します。

白田 佳子		同氏は、大学等における研究活動を通じて財務会計や経営に関する専門的知識を有しており、会計学者としての豊富な経験と幅広い見識に立脚した独立の立場で社外取締役としての役割を担っていただくため、選任しております。 また、同氏は当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる虞はないため、独立役員として指定しております。
室井 雅博		同氏は、長年にわたり他社の経営者を務められた経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に立脚した独立の立場で社外取締役としての役割を担っていただくため、選任しております。 また、同氏は当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる虞はないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事評価委員会	2	2	2	0	0	0	社内取締役

補足説明

-

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の往査の際は、監査役が立ち会うことを原則としています。また、定期的(年10回)に情報交換会を行うことにより、監査の適正性を確保しております。

内部監査部門とは、監査の年間スケジュールの調整を行うことにより、業務の効率性を確保しています。また、内部監査部門の往査の結果については定期的に報告を受けております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷 健太郎	弁護士													

石野 秀世	その他																			
-------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷 健太郎			同氏は、弁護士としての企業法務に関する知見に立脚した独立の立場で社外監査役としての役割を担っていただくため、選任しております。 また、同氏は当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる虞はないため、独立役員として指定しております。
石野 秀世			同氏は、会計検査院等において要職を歴任されており、会計及び経理に関する高い見識に立脚した独立の立場で社外監査役としての役割を担っていただくため、選任しております。 また、同氏は当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる虞はないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しております。

当社は、独立社外役員の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた「社外役員選定基準」に基づき選任を行います。

当社の独立性基準は次のとおりです。

当社における社外取締役又は社外監査役(以下、総称して「社外役員」という。)のうち、次の各号に掲げるいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。

- (1) 当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行者、又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
- (4) 当社グループの会計監査人又はその社員等として所属する者
- (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
- (6) 当社グループから多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者(当該寄付を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
- (7) 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者
- (8) 当社の主要株主又はその業務執行者
- (9) 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- (10) 過去3年間に於いて、第2号乃至前号に掲げるいずれかに該当していた者
- (11) 前各号に掲げるいずれかに該当する者(重要な業務執行者に限る。)の配偶者及び二親等内の親族
- (12) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者

1「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

2「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して商品又はサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。)であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。

3「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。

4「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直近事業年度において1,000万円を超え、かつ、その者の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。

5「主要な借入先」とは、直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先をいう。

6「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有割合が10%以上(間接保有の場合を含む。)の株主をいう。

7「重要な業務執行者」とは、取締役及び部長格以上の使用人である者をいう。

8「社外役員の相互就任の関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

報酬において一部業績連動分を採用し、また株式報酬型ストック・オプションを採用しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし、株主との価値共有を高めるため、株式報酬型ストック・オプションを採用しております。株主総会で決議された以下の範囲内において、取締役会の決議により報酬相当額の新株予約権を社内取締役に付与いたします。

- ・報酬額 年額100百万円以内
- ・新株予約権の総数 年300個以内
- ・新株予約権の目的となる株式の総数 年150,000株以内

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2017年度に係る取締役及び監査役等の報酬等の額は、以下のとおりです。

取締役18名 298百万円(うち社外取締役2名14百万円)

監査役 5名 49百万円(うち社外監査役2名11百万円)

(注) 1. 上記員数及び報酬等の額には、2017年6月29日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名が含まれております。また、社外取締役3名のうち1名には報酬を支払っておりません。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与(取締役14名57百万円)及び株式報酬型ストック・オプションの費用計上額(取締役14名38百万円)が含まれております。

4. 当社は2013年6月27日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、第73期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役2名に対し役員退職慰労金計4百万円、退任監査役1名に対し役員退職慰労金1百万円を支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において役員の報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金繰入額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役報酬(社外取締役を除く)は、役位に基づく定額報酬部分と業績連動部分(賞与)及び中期の業績向上を目的とした株式報酬型ストック・オプションで構成されております。定額報酬部分については、役位毎に一定額を定め、これにその職責部分を考慮し決定しております。業績連動部分については、当期の業績及び企業価値の向上が株主との共通の目的であることと認識し、当期の業績及び剰余金の配当等を考慮し変動するものとしており、株式報酬型ストック・オプションについても業績を反映するものとしております。また、取締役報酬の配分にあたりましては、代表取締役及び人事担当取締役から構成される人事評価委員会において検討し、取締役会に提案し決議しております。今後は、2019年に設置予定の指名報酬諮問委員会(社長、人事担当取締役、独立社外取締役2名及び社外取締役1名で構成)の中で報酬や配分などを検討し取締役会へ提案していく予定です。

なお、監査役報酬は、定額報酬とし、監査役の協議により決定しております。

さらに、18年度に制度化した執行役員についても、取締役同様の方針と手続きで決定していく予定です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

本社総務部が社外取締役及び社外監査役に対して取締役会の資料提供やその他の重要事項の連絡・報告等を行っており、社外監査役を含む監査役に対しては、経営層による経営概況報告等を定期的に行っております。

なお、社外取締役を含め取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定のために、自己の持つ情報が不足する場合には、取締役会事務局の総務部や関連する部門へ情報や資料を求めています。

また、社外監査役を含めた監査役は、内部監査部門等と連携し、監査を行うに必要な情報を入手し、その情報に不足があれば取締役や関連する部門へ説明や情報及び資料の提供を求め、求められた取締役及び部門は、要請された情報や資料を提供しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

制度はありますが、現在は対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1)当社は、監査役制度を採用しております。また、社外取締役3名と社外監査役2名を選任しております。社外取締役はそれぞれの豊富な経験と幅広い見識をもとに、業務執行に対する助言や牽制機能を担っていただいております。また、社外監査役は客観的・独立的な立場から、常勤監査役と連携して経営執行状況の把握と監督を行い、当社及び当社グループの内部統制システムの整備・運用等の検証を通じて取締役の職務執行が法令・定款に適合しているかを監査しております。これらにより、当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効性が十分に確保される体制となっております。

コーポレート・ガバナンスの体制は、【参考資料：模式図】のとおりであります。

2)当社は、当社を取り巻く経営環境に適切に対応するため、経営の意思決定の迅速化及び監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図るとともに業務執行の機動性を高めることを目的として執行役員制度を導入し、2018年6月28日開催の定時株主総会において、当社の取締役の員数を12名以内とする定款変更を行いました。これにより、当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成されております。

なお、当事業年度末の取締役は17名(うち社外取締役3名)であり、臨時も含め18回(書面決議4回含む)開催しました。

3)当社は、経営の透明性とスピーディーな意思決定を行うために、当社及び当社グループの重要事項については主要な取締役・執行役員で構成される経営会議において多面的な検討を行い審議しております。当事業年度においては28回開催し活発な協議を行っております。また、常勤監査役も出席し、協議の適正化を図っております。

4)当社の監査役会は常勤監査役2名及び社外監査役2名で構成されており、当事業年度においては6回開催しております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従って、取締役会その他重要会議に出席し、当社及び当社グループの取締役及び使用人等の報告内容の検証、会社の業務・財産の状況に関する調査等を実施し、取締役の職務執行の適法性に関する監査・監督を行っております。常勤監査役の大屋俊治氏及び長江賢治氏は、長年にわたり当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役の谷 健太郎氏は、弁護士として企業法務の経験を重ね専門的知識を有しております。また、社外監査役の石野秀世氏は、会計検査院等において要職を歴任されており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5)内部監査は、社長直属の組織である内部監査部門(組織人員5名)と監査役が連携して、当社及び当社グループ会社に対する業務監査及び会計監査を行っております。内部監査部門の往査の結果については定期的に監査役会及び代表取締役に報告を行っております。監査役と内部監査部門及び会計監査人は、定期的に情報及び意見の交換を行うことで監査の充実を図っております。

6)当社グループのCSR及び内部統制システムの強化・拡充のため、下記の各委員会を設置し、それぞれが連携し機能的に運用しております。

・当社グループの内部統制に関する基本方針の検討及び各委員会の実施事項の確認を行うため、取締役社長を委員長、役付取締役を委員とする「内部統制統括委員会」を設置し、各委員会の活動状況を統括しております。

・コンプライアンスを経営の重要課題の一つと位置付け、担当取締役を委員長とする「倫理・遵法委員会」を設置するとともに、「リーガルマネージャー」を任命し、企業活動における法令遵守・公正性・倫理性を確保するための活動を定常的に実施しております。

・金融商品取引法に定める内部統制に対応し、財務報告の信頼性を確保するため、担当取締役を委員長とする「金商法内部統制評価委員会」を設置し、内部監査部門及び情報システム部門による評価項目別の当社実施内容の整備状況、運用状況に対する内部監査結果をもとに、内部統制に係る評価を実施しております。

・事業の継続及び安定的発展を確保するため、担当取締役を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループ全体のリスク分析を行い、そのリスクを軽減するため、発生可能性や影響度等を勘案し各対策の立案及び実施状況の確認を行っております。

7)当社は、新日本有限責任監査法人に法定監査を委嘱しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

監査業務に係る指定有限責任社員・業務執行社員2名

監査業務に係る補助者の構成 公認会計士7名、その他14名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役制度を採用しております。また、社外取締役3名と社外監査役2名を選任しております。社外取締役はそれぞれの豊富な経験と幅広い見識をもとに、業務執行に対する助言や牽制機能を担っていただいております。また、社外監査役は客観的・独立的な立場から、常勤監査役と連携して経営執行状況の把握と監督を行い、当社及び当社グループの内部統制システムの整備・運用等の検証を通じて取締役の職務執行が法令・定款に適合しているかを監査しております。

2018年6月28日開催の第78期定時株主総会では、取締役会での社外取締役の構成を1/3以上とし、社外取締役の監督機能がより発揮できる体制と致しました。また、経営の意思決定の迅速化及び監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図ると共に業務執行の機動性を高めることでガバナンス強化を進めるため、執行役員制度を導入致しました。

これらを踏まえ、当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効性が十分に確保される体制となっております。

コーポレート・ガバナンスの体制は、【参考資料：模式図】のとおりであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前発送に努めております。また、招集通知の発送に先駆け、当社ウェブサイト等において招集通知を早期掲載しております。 2018年6月28日開催の定時株主総会 発送日:6月6日(水) ウェブサイト掲載日:6月1日(金)
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月開催の定時株主総会より導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームについては、2016年6月開催の定時株主総会より参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部について英訳版を作成し、当社及び株式会社東京証券取引所のウェブサイト、並びに議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。 http://www.ryoden.co.jp/ir/disclosure/	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書(四半期報告書)、事業報告、株主通信、Annual Report(英文)を掲載しております。 http://www.ryoden.co.jp/ir/library/	
IRに関する部署(担当者)の設置	兼務で担当者を設置しております。	
その他	株主宛に年2回「株主通信」を作成し送付しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「菱電商事グループ行動指針」において株主価値の向上を明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国内全事業所及びシンガポール・タイ・香港・上海・台湾・ドイツの子会社においてISO14001の認証を取得しております。 ・2003年から「環境報告書(現:サステナビリティレポート)」を毎年発刊し、2012年以降は「サステナビリティレポート(英語・中国語版)」も発刊、2015年は日本語版、英語版及び中国語版のサステナビリティレポートをそれぞれ発刊しております。 ・国内全支社及び海外子会社において地球環境保全活動を実施しております。 ・2016年11月から環境省の「環境情報開示基盤整備事業」に参加しております。

その他

日本全体の人口構成の変化により、労働力人口が激減していく中においては、新規採用が困難になる為、現有社員の活躍が求められます。中でも事務職として入社した女性社員については、結婚・出産で退社される人が多かった過去から、現在は定年退職時まで勤めて、さらに再雇用され働く時代となっています。

18年4月に改定した新人事制度では、この層の活躍推進も一つの目的としており、入社時は総合職と事務職で分かれているものの、育成を含む一定期間を経過して、昇格試験に合格した者は、総合職・事務職が一本化された資格者として、従来の垣根を取り払い、一人ひとりが自ら考えて『職域の拡大』と『職務の深化』をはかり、仕事の質を高め、成果を出していく制度としました。

従来は事務職として入社した者は、総合職への転換試験に合格しなければ、上級職や管理職へのキャリアパスが無かった状況から、全ての従業員が上位資格を目指して活躍出来るよう多様性を確保出来るようにしています。

一方で常に上位資格への挑戦は求めるものの出産・育児・介護といった時期にある者は、その資格に留まり資格内で求められる事で働く事が出来るようにしており、多様なライフステージに対応出来るようにしております。

さらに仕事と育児の両立を支援する為に、法律通りだと「3歳に達するまでの子供」がいる場合に時短勤務を認めていますが、当社は、「小学校入学まで」時短を認める法定以上の制度も設けるなど環境整備も進めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は、以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンスの徹底を経営の重要課題とし、コンプライアンスに関する規程を定め、当社及び当社グループの全役職員に対して、その周知徹底を図るとともに教育を徹底します。
- (2)当社及び当社グループの内部統制システムの強化・拡充を図るため、取締役社長を委員長とする「内部統制統括委員会」を設置し、内部統制に係る活動状況を統括します。
- (3)企業活動におけるコンプライアンスの徹底のため、担当取締役を委員長とする「倫理・遵法委員会」を設置し、定期的にコンプライアンスに関する推進事項を定め実行するとともに、内部監査部門が当社及び当社グループのコンプライアンスの遵守状況を監査します。
- (4)反社会的勢力には毅然とした態度で臨むことを「菱電商事グループ行動指針」に定め、当社及び当社グループの全役職員に対しこれを徹底し、そのための体制の整備を行います。
- (5)コンプライアンス違反行為などが行われた場合、又はその虞があることに当社及び当社グループの役職員が気づいたときは、ホットラインシステムを通じ、その内容を通報できることとし、通報者に対しては不利益な取り扱いを行いません。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令上保存を義務付けられている文書及び重要な文書、その他それらの関連資料等(電磁的記録を含む)を社内規程に従い、適切に保存し、必要な場合に閲覧可能な状態を維持します。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループのリスクマネジメントに関する「リスクマネジメント基本規程」を定め、担当取締役を委員長とする「リスクマネジメント委員会」において、リスクの抽出を行い、発生可能性及び影響度等を元に対策を講じ、重要事項については、経営会議及び取締役会において審議をし、当社及び当社グループの多面的なリスクマネジメントを行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)経営の透明性とスピーディーな意思決定を行うために、当社及び当社グループにおける重要事項については主要な取締役・執行役員で構成される経営会議において多面的な検討を行い審議します。
- (2)取締役会は、組織の職務分掌及び職務権限を定め、各組織の職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備します。
- (3)効率性の実効を確保するため、事業年度毎に当社及び当社グループ各社の計画値を明確に設定し、その遂行状況について管理を行います。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループ各社の重要事項については、当社への事前の報告又は承認を求めるとします。
- (2)当社グループ各社の監査役と、当社の監査役及び内部監査部門とは、情報の共有化を図り、連携して当社グループ各社の監査を実施し、企業集団の業務の適正性を確保します。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、定期的にその有効性を評価します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要と認めた場合には、取締役と協議のうえ使用人を監査役の補助にあたらせることとします。

8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の人事権に係る事項は、監査役と取締役が事前協議を行います。
- (2)当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとします。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)当社及び当社グループの役職員は、監査役会に重要な会議の審議状況、内部監査の結果等、当社及び当社グループの業務執行に関する重要な事項の報告を行い、また当社及び当社グループの業務に重大な影響を及ぼす虞のある事項については、遅滞なく監査役会に報告します。
- (2)当社のホットラインシステムの担当部署は、当社及び当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に対して報告します。
- (3)当社及び当社グループの役職員は、各監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行います。
- (4)当社の監査役へ報告を行った当社及び当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行いません。

10. その他監査役を補助する体制

- (1)監査役会及び各監査役は、その職務に必要な場合には、弁護士、公認会計士その他アドバイザー等と契約することができます。
- (2)監査役は、会計監査人及び当社グループ各社の監査役と情報交換を行い、連携して、当社及び当社グループの監査の実効性を確保します。
- (3)監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力には毅然とした態度で臨むことを「当社グループ行動指針」に定めており、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、全社に徹底しております。

また、反社会的勢力への対応を統括する部門が、情報を一元管理し、警察及び特殊暴力防止対策連合会や弁護士等と連携を行うとともに、社内の啓蒙・教育を行ってまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社グループは「利益ある成長戦略」の推進と「企業に求められる質」の向上により企業価値の最大化を図り、ステークホルダーの皆様からの負託に応えてまいります。

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた場合、当該買付行為の是非について、上記の当社の方針に基づき実現される企業価値をご理解していただき、最終的には株主各位の判断に委ねられるものと考えております。そのためには、大規模買付行為が行われようとする場合、当社取締役会は株主各位の適切な判断のために、当該大規模買付者から大規模買付行為に関する十分な情報の開示を要請し、それが適切に提供されたうえで、当社取締役会としての意見を取り纏めて開示することといたします。また必要に応じ、大規模買付者と交渉又は当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、当社を取り巻く経営環境に適切に対応するため、経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図ると共に業務執行の機動性を高めることでガバナンス強化を進めるため、2018年6月28日付で執行役員制度を導入致しました。

これにより取締役会は重要な意思決定と監督機能の強化を図ってまいります。

執行役員制度の概要は以下の通りです。

執行役員は、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行の責任者として担当業務を執行します。

執行役員の選任・解任は取締役会の決議により行います。

執行役員の職務は、取締役会において決定します。

執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了直後の取締役会終結の時までとする。

取締役は、執行役員を兼務できるものとします。

【参考資料：模式図】

コーポレート・ガバナンス体制図

